

林 土 連

NO. 271
RINDOREN KAIHO



令和5年度林野庁治山・林道工事コンクール 林野庁長官賞
小山地区（奥の沢川10）直轄治山工事（R3補正） 小野建設株式会社（東京林業土木協会）

主な記事

労働安全対策の推進
会員からの声



労働安全対策の推進

1 全国安全週間の実施

「危険に気付くあなたが目」として摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」のスローガンのもと、今年で97回目となる全国安全週間が7月1日～7日（準備期間…6月1日～30日）まで実施されます。

全国安全週間は、厚生労働省と中央労働災害防止協会の主唱により、「人命尊重」という崇高な基本理念に基づき「労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識の高揚を高め、安全を維持する活動の定着」を目的として実施されるものです。

これまで各事業場では、労使が協調して労働災害防止対策を展開し、この努力により労働災害は長期的には減少してきましたが、令和5年の労働災害を見ると、死亡災害は集計開始以降最少となった昨年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年の増加傾向に歯止めがかからない状況となっております。特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、墜落・転落などの死亡災害も依然として後を絶たない状況にあります。

こうした中、労働災害を少しでも減らし、安全な職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画を着

実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、引き続き労使が一体となった取り組みが求められます。

各協会及び会員の皆様には、労働安全の確保、特に重大災害の絶滅に努力していただいておりますが、令和5年度における国有林野事業の森林土木工事においては工事現場内での直接的な災害ではありませんが、治山工事において移送中のクレーン車が資材運搬路から転落し運転手が死亡するという災害が発生しました。また、休業4日以上労働災害は依然として多く発生しており、こうした状況は令和元年に1件、令和3年に2件、令和5年に1件の重大災害が発生した状況と大きく変わっていない状況とも言えます。

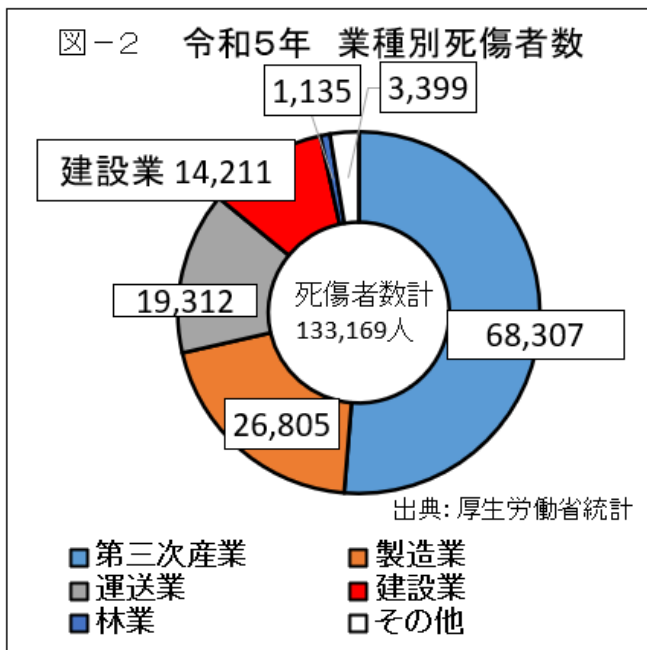
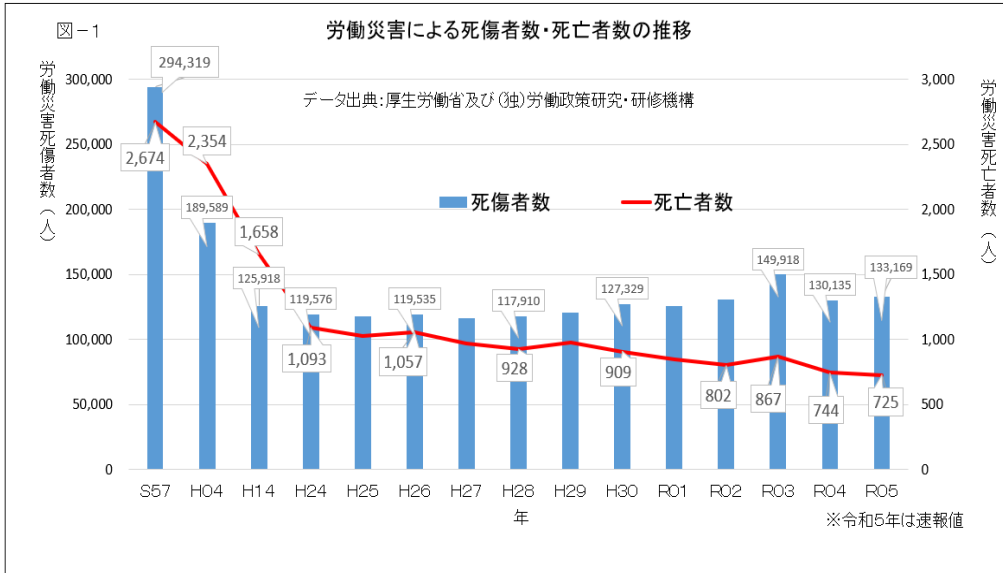
林土連では、昨年度に引き続いて「労働災害防止、特に重大災害発生ゼロへの取組」を今年度の事業計画の重点事項に位置付け、労働災害防止研修会や安全点検・安全指導の実施などを内容とする「令和6年度技術・安全対策実施方針」を、林土連技術・安全委員会において決定し、取組の強化を確認したところです。

この中では、昨年に引き続いて全国安全週間を前に、本紙での安全特集や労働安全ポスターの作成など、労働安全対策の啓発を図っていくことも折り込まれています。

各協会及び会員企業においても、全国安全週間を労働安全衛生確保の重要性について改めて認識する契機とし、安全で快適な職場づくりに努めていただくようお願いいたします。

2 労働災害の発生状況

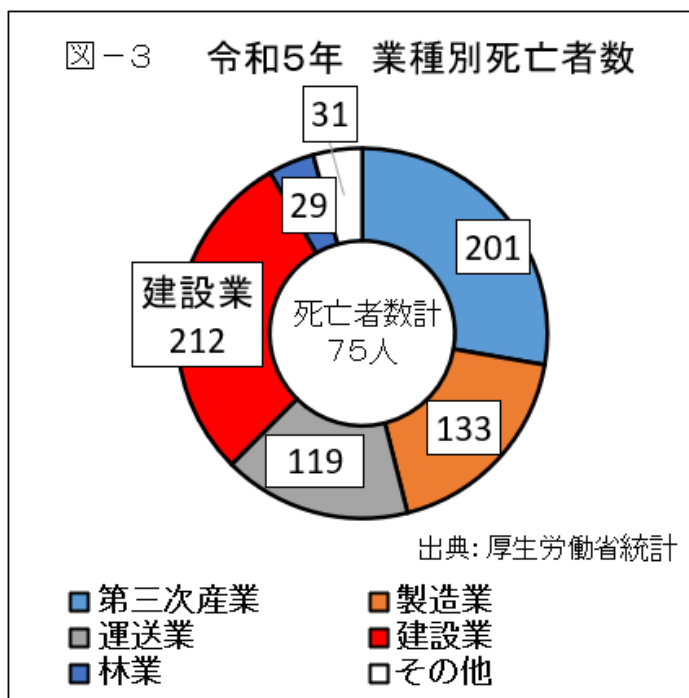
厚生労働省の統計によると、令和5年（1月～12月）には13万3169人の業務上の労働災害による死傷者（休業4日以上）が発生し、この中で725人の尊い生命が失われています。



労働災害発生件数の推移（図1）を見ると、現在と同じ統計手法が採用された昭和57年には約29万人の死傷者が発生し、うち2674人が死亡していましたが、人命尊重と労働安全意識の定着、労働災害防止対策の進展によって、ここ10年ほど死亡者数は1000～700人程度まで減少しています。一方、死傷者数は平成24年には12万人まで減少しましたが、その後は13万人を超える規模へと微増傾向にあります。

次に令和5年の死傷災害者数を業種別（図2）に見ると、第三次産業が最も多く、次いで製造業、運送業と続き、建設業は4番目の1万4211人となっています。

死亡災害者を業種別（図-3）に見ると、建設業が最多の212人で第三次産業、製造業、運送業などを上回っています。



建設業は、製造業などと比べると労働災害が発生しやすい業種ではありませんが、不幸にして労働災害が発生した場合、その結果は重大になりがちであることを示しており、このことは労働災害統計の指標である度数率や労働損失日数からも裏付けられています。

1 度数率(100万時間当たりの死傷者数)

※建設業は、全産業より下回っている。

全産業	建設業
2.06	0.79

2 強度率(1000時間当たりの労働損失日数)

※建設業は、全産業とほぼ変わらない。

全産業	建設業
0.09	0.09

3 死傷者一人平均労働損失日数

(労働損失日数を死傷者数で除したもの)

※建設業は、全産業を大きく上回っている。

全産業	建設業
44.3	115.4

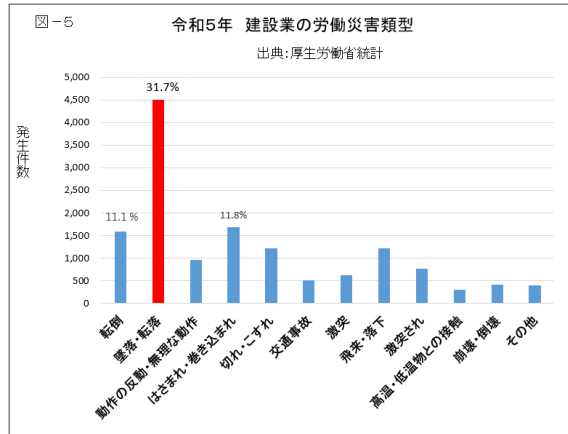
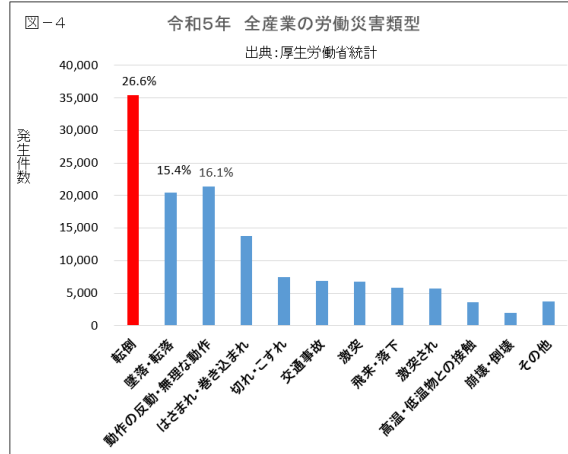
※出典: 厚生労働省「令和4年度労働災害動向調査」

- 建設業において重大災害が発生しやすいのは、
- ① 自然環境の影響を大きく受けること
 - ② 重量物を扱う作業が多いこと
 - ③ 高所作業や地山掘削などの危険な作業があること
 - ④ 高出力で重量のある建設機械を用いること

加えて森林土木工事では、雨や強風、雷、雪、害虫など自然条件等の影響を受けることが多いほか、不安定な急傾斜地での作業が多いなど、より悪条件が重なるので更に重大災害の発生リスクが高まることに留意する必要があります。

どのような状況で労働災害が発生したのかという類型を見ると、全産業（図-4）で最も多いのは「転倒」の26.6%となっており、

りますが、こうした一方で建設業（図-5）においては「転倒」は11.1%と低く、墜落・転落が31.7%と他の類型と比較して突出して高くなっています。これは、建設工事の労働環境が他の産業の労働環境に比べて足場や高所での作業頻度が高いことなどが原因であり、建設業においてはこの「墜落・転落」をいかに防ぐかが重要なポイントです。



なお、全産業で最も多い「転倒」の理由は

- (1) 高齢化（加齢に伴う身体機能の低下により歩行、バランス、筋力などの運動機能が減少し転倒リスクが高まる）
- (2) 病気や薬の影響（脳神経機能や感覚機能、循環器系などに関連する病気や障害、または薬の服用が転倒の原因）

(3) 運動不足（筋力やバランスを低下させ、転倒リスクを増加）などの複数の要因によるものと分析されています。

転倒は、日常生活においても多い事故であり、令和4年度の東京消防庁の救急搬送データによると総件数13万9710件のうち、約6割が転倒によるものと分析されており、年齢別にみても65歳以上の高齢者が多くを占めています。また、40歳代以上においても増加傾向にあるといわれています。

労働環境においては、転倒が初期要因となって墜落・転落事故につながる場合もあることから、特に高齢の作業者が多い工事現場では転倒予防にも適切な対策が必要です。適切な足場の設置と点検、作業員の適切な教育と訓練、適切な衣服や靴の着用、危険箇所の警告表示、作業現場の整理と清掃などの注意すべきポイントをしっかりと押さえて転倒事故の防止を図ることも重要となります。

3 労働災害を発生させてしまったら

労働安全衛生法では、事業者は「労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」と事業者の責務を定めています。

不幸にして労働災害を発生させてしまったら、労働安全衛生法や建設業法等の行政法上の責任にとどまらず、業務上過失致死傷等の刑法や損害賠償等の民法上の責任を問われる場合があります。

このため、労働災害を発生させた企業は、発注者や行政庁への適切な報告や調査に応じるとともに、行政庁から修正措置を行うことが求められます。これに加えて労働者やその家族との調整や補償なども事業者の責務となります。

こうした法的な責任以外にも、労働災害発生による事業停止による損失や企業の社会的信用の失墜、さらには刑事事件や民事訴訟などに至った場合の社会的評価の低下は看過できない問題となります。近年では、使用者に対し安全配慮義務の徹底や労働災害に関する行政処分が厳しくなっており、賠償等の強化もみられます。

このことは「企業は労働災害を起こしてはならない」とする社会的な要求のあらわれであり、企業にとつての安全確保は、企業本来の生産活動と切り離しては考えられない重要な責務となっており、事業者には積極的な安全対策とリスク管理を行うことが求められます。

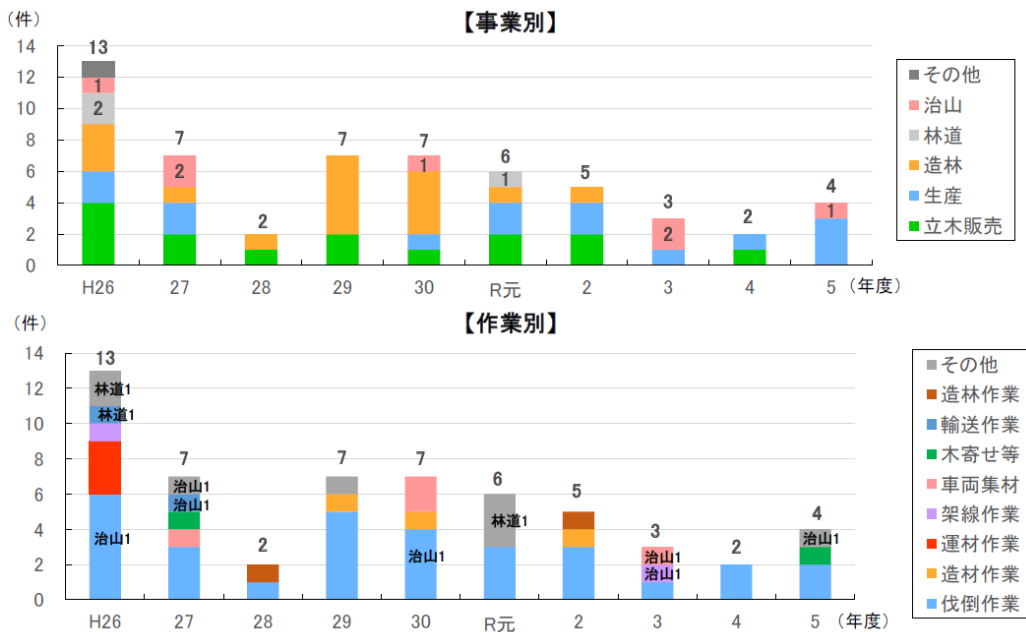
4 国有林野事業における労働災害発生状況

国有林野事業における最近10年間の請負事業・立木販売等における労働災害の発生状況を図-6、7に示します。

この10年の労働災害は減少傾向にはあるものの、令和5年度（4月～3月）を見ると、素材生産事業で3件、治山事業で1件の重大災害が発生しており、前年より増加しています。また、休業4日以上労働災害では令和5年度では全体で78件発生し、このうち治山事業で10件、林道事業で4件発生しています。休業4日以上の労働

災害においても、令和3年度から微増傾向にあります。

図-6 請負事業等における重大災害の発生状況（H26～R5年度の10年間）



注1: 重大災害には死亡災害のほか、労働者災害補償保険法施行規則別表第1の障害の等級表の等級区分中、第1級から第3級までに該当すると思われる災害等が含まれる。

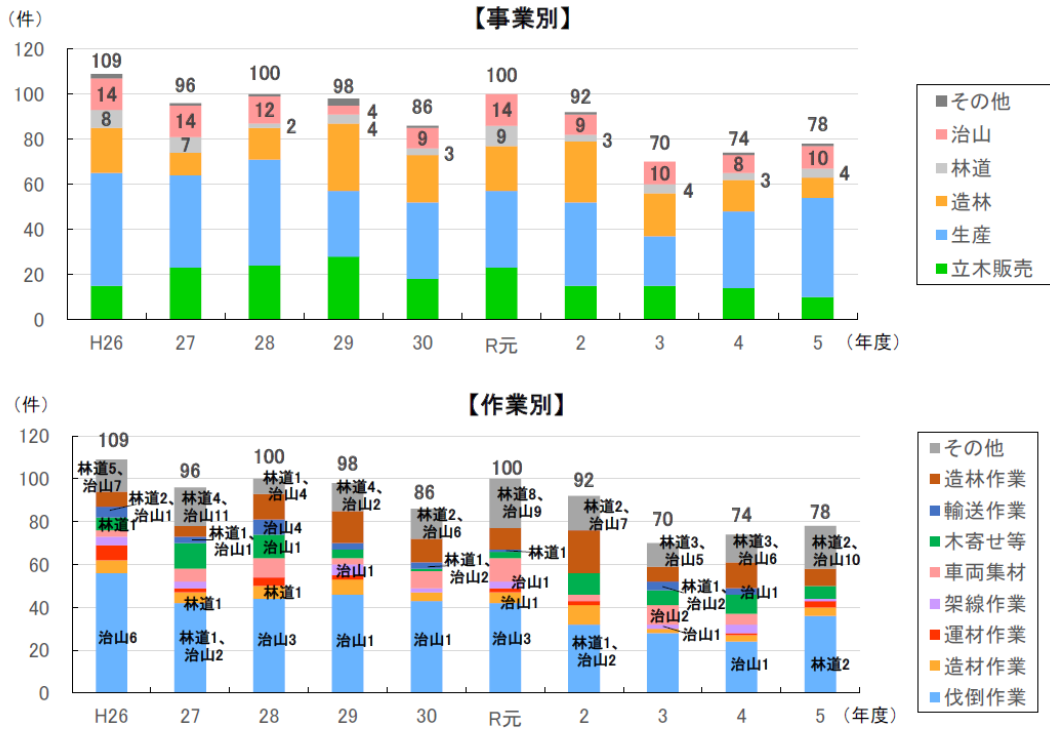
注2: 労災対象外の重大災害は含まない。

注3: 森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は令和4年度より生産事業に分類している。

注4: 令和4年度より樹木採取権を計上しているが、災害発生は0件である。

(出典：林野庁資料)

図一 7 請負事業等における休業 4 日以上 の労働災害（重大災害を含む）
（H26～R 5 年度の 10 年間）



注 1: 森林整備事業の活用型や誘導伐に関する災害は令和 4 年度より生産事業に分類している。

2: 令和 4 年度より樹木採取権を計上しているが、災害発生は 0 件である。

（出典：林野庁資料）

類似災害の防止の観点から、令和 5 年度に発生した 4 件の重大災害事例を次に示します。

事例 1、事例 3、事例 4 は素材生産事業（保育間伐活用型）において起きた重大災害、事例 2 は治山事業において起きた重大災害の事例です。

事例 1 7 月 13 日（木）素材生産事業（保育間伐活用型）

（伐倒作業中、枯損木の折損により受災）

当日、被災者（伐倒作業）は、同僚 5 名（同僚 A：伐倒作業、同僚 B：バックホウによる森林作業道作設、同僚 C：フォワーダによる集材作業、同僚 D：土場検知作業、同僚 E（現場代理人）：ハーベスタによる造材作業）と間伐作業に従事していた。

被災者は 8 時頃から同僚 A と伐倒作業を開始した。土場で作業を行っていた同僚 D は同僚 A の現場教育のため、同僚 A の作業現場に向かい、9 時 15 分頃到着する。

9 時頃から被災者のチェンソーの音が聞こえなくなったので、同僚 A と D は何かあったと思い被災者の作業場所へ探しに行った。

9 時 50 分頃、同僚 A と D はメジロカバの枯損木の近くで体の左側を上に向き倒れている被災者を発見した。被災者は、呼吸はしていたが意識はなかった（翌日死亡、死因：頭蓋内損傷）。

周囲の状況から、被災者はトドマツ（胸高直径約 28 cm、長さ約 22 m）を伐倒したところ、つるが絡んでいたメジロカバの枯損木（胸高直径約 26 cm、長さ約 15 m）が何らかの原因で地際から約 5 m の箇

所で折損し、枯損木の折損部（元口径約20 cm、長さ約2.5 m）が被災者の頭部に当たり被災したものと推定される（枯損木に絡んでいたつるが伐倒木に絡んでいたかは断定できない）。

事例2 8月21日（月）治山事業（ラフテレーンクレーン車自走）

（クレーン車の自走中、資材運搬路から転落し被災）

当日、被災者は、お盆休暇明けの初日だったためクレーン車の自走により勤務会社から事業現場へ向かっていた。

（7時30分頃、災害発生箇所約400 m手前の他事業現場事務所に行った別会社の作業員が、現場事務所前をクレーン車が通過したことを確認している。）

8時30分頃、元請の作業員が事業現場に向かう途中、クレーン車が谷に転落しているのを発見し、現場に行くと被災者がクレーン車近くに投げ出された状態で倒れていた（なお、シートベルトの装着については、労働基準監督署に確認したが不明とのこと）。

被災者は呼びかけに応じず、また脈拍も確認されなかったため、平坦な場所に移動させ心肺蘇生措置を行った後、病院へ搬送された。病院へ到着後、被災者の死亡が確認された（死因：胸部圧迫）。

現場タイヤ痕等の周囲の状況から、被災者は、資材運搬路を走行中に何らかの原因で谷側にハンドルを切ったことにより、前後のタイヤが路肩から脱輪し資材運搬路から斜長約30 m下の谷（傾斜約45度）に転落し被災したものと推定される。

事例3 11月27日（月）素材生産事業（保育間伐活用型）

（荷掛作業中、伐倒木が直撃し被災）

当日、被災者（荷掛）は、同僚6名（同僚A…伐倒手、同僚B…枝払手、同僚C…グラップル集材、同僚D…バックホウ集材路補修、同僚E…フォワード運材、現場代理人F…フォワードによる低質材巻立）と間伐作業に従事していた。

ミーティング後、被災者と同僚B、同僚Cは集積箇所付近で一昨日に伐倒したままとなっていたカラマツの集材、枝払いを開始し、同僚Aは被災者及び同僚B、同僚Cとの安全な距離を確保できる斜面において伐採を開始した。

その後、同僚Aは同僚Cからの無線指示を受け次の伐採木の列（集積箇所から約50 m離れた搬出路の上方斜面）に移動した。同僚Cは、搬出路から集積箇所の下方斜面にいる被災者に対し「同僚Aにこちらの列を伐倒させるから」と呼び掛けて伝えたところ返事はなかったが、被災者は同僚Aの方向を見ていた。（被災者に携帯無線機は貸与されていたが、作業時は所持していなかった。）

同僚Aは、目視で周囲の状況を確認して（被災者は確認できなかった）、カラマツを2列8本伐倒し休憩に入った。（同僚Aは、被災者が同僚Bと同僚Cとともに安全に退避していると思いついでいた。また、伐倒の際、笛での合図をしていなかった。）

同僚Cは、同僚Aと同僚Bに無線機で集材作業の開始を伝え、被災者には声を掛けずにカラマツ8本を集材場所まで移動した後休憩

をとった。

休憩を終えた同僚Cが奥の列に移動するためバックホウを進めたところ、倒れている被災者を発見した。被災者は、ヘルメットが割れ頭部から出血している（呼吸も止まっていた）状態だった。（死因…脳挫傷）

周囲の状況から、被災者は同僚Aが伐倒を行うことを理解していたが、自分のところまでは届かないと判断し、奥にある次の作業箇所まで移動を開始した。同僚Aが最初に伐倒した木（カラマツ…伐根径…30 cm、樹高22 m）が予定方向に倒れた際に、伐倒木が被災者の頭部を直撃したものと推定される。

事例4 11月28日（火）素材生産事業（保育間伐活用型）

（伐倒作業中、何らかの原因で胸部を強く打ち受災）

当日、被災者は、スギ人工林（63年生）において、同僚3名（被災者（伐倒）、同僚A（集材及び同僚Bの造材箇所への運材）、同僚B（プロセッサ造材）、同僚C（フォワーダ運材））と保育間伐（活用型）の伐木造材作業に従事していた。

被災者は、午後から森林作業道の下側傾斜約30度にあるスギ3本（スギA・伐根62 cm、スギB・伐根46 cm、スギC・伐根52 cm）を1本ずつ斜面上方の森林作業道に向けて伐倒し、同僚Aは森林作業道

からグラップルにてスギAから順に伐倒材の先端部をトングで掴み森林作業道上（集材場所）に引き上げ約80 m先の集積場まで自走で運搬し、同僚Bがプロセッサで造材、巻立てを行っていた。

同僚Aは14時20分頃、被災者が3本目のスギCを伐倒した後に退避場所から無線機により退避完了の合図があったので、1本目、2本目と同様にグラップルでスギCを集材し、自走により集積場に材を下ろして再度、集材場所まで引き返した。その際、次の作業箇所に移動するために森林作業道に上がっているはずの被災者が見当たらないのを不審に思い、グラップルの中から被災者に向けて声をかけたが返事が聞こえないので、グラップルのエンジンを切り、森林作業道に降りて作業箇所の周辺を探したところ、森林作業道より約15 m下の広葉樹（胸高直径10 cm）の根元にうつ伏せに倒れている被災者を発見した。

同僚Aは被災者のもとに駆け付け、声を掛けたが返事もなく意識もなかったので被災者の救護にあたった。救急車と合流後、その場で救急隊員より心肺停止の確認がされ、応急処置を行い病院に搬送された。病院に到着後、死亡が確認された（死因…心臓損傷、右肺下葉挫傷、左右肋骨多発骨折）。

なお、11月及び12月に労働基準監督署による現場検証が複数回行われたが、令和6年2月に労働基準監督署から事業体に対して災害原因は特定できないとの連絡があった。

被災者は、何らかの原因で、胸部を強く打ち受災したものと推定される。

林土連技術・安全委員会を開催

令和6年4月2日（火）、林土連技術・安全委員会（委員長…木下修長野協会会長）をリモート方式で開催しました。

施工技術の向上と労働災害の防止等を図るために理事会の下に設置された林土連技術・安全委員会は、毎年、「技術・安全対策実施方針」の決定と技術担当者連絡協議会及び労働災害防止研修会を実施しています。

会議では、冒頭、木下委員長から「本日の会議は、施工技術の向上と労働災害の防止等に関する企画立案が目的であり、今年度の林土連の技術・安全対策の実施事項を決定するものです。各委員・幹事には積極的な発言をお願いしたい。」との開催の挨拶がありました。

続いて木下委員長が議長となって議事が進められ、令和6年度事業計画に基づく「令和6年度技術・安全対策実施方針」が事務局から提案され、質疑応答を経て一部を修正の上、決定されました。

今回決定した実施方針については、次回の理事会に報告するとともに、林土連ではこれに基づき各般の技術的課題に取り組み、労働安全対策を着実に進めることとしています。

設計積算基準等の 改正に関する勉強会を開催

4月22日（月）、永田町ビルにおいて令和6年度設計積算基準等の改正に関する勉強会を開催しました。

この勉強会には、林野庁計画課から施工企画調整室の有山隆史室長、金子守男設計基準班担当課長補佐、小嶋公輝施工技術班担当課長補佐、水村年一設計基準係長が、業務課から山内三津雄企画官、佐井正幸災害対策分析官、加藤正治森林土木専門官にご出席いただき、関係団体からは一般社団法人森林技術コンサルタンツ協会をはじめ、当協会を含めて8名が参加しました。

勉強会は、冒頭に有山室長より「自然災害の発生への迅速な対応に謝意を申し上げるとともに、建設業の労働環境が大きく変化する中、林野庁としても選ばれる森林土木の推進を更に進め、発注環境の改善に努めて参りたい」旨のご挨拶をいただき、林野庁からの説明に移りました。

林野庁からは、それぞれ、

- ・ 令和5年度林道技術基準の改正について
- ・ 令和6年度森林整備保全事業積算基準等の主な改正内容
- ・ 「選ばれる森林土木に向けて」令和6年度森林土木工事の積算等の改善

について、ご説明をいただき、その後、関係団体の出席者を交えて質疑応答と意見交換が行われました。

関係団体には関心の高い内容だけあって、出席者からは活発な意見や要望が出されました。

ご多忙中、ご出席をいただきご説明、ご指導をいただいた林野庁の皆さまには改めて御礼申し上げます。



有山施工企画調整室長



勉強会の様子

社会貢献活動で3協会を表彰

林土連コンプライアンス委員会では、昨年引き続き令和5年度に各協会が実施した社会貢献活動について他の模範となる優秀な取組を選定し表彰することとしました。

あらかじめ事務局で選定した5つの取組みについて、5名のコンプライアンス委員に優秀と思われる3つの取組みを選定いただいた結果、次の3つの取組みを表彰の対象として決定しました。

1 国見山自然観察教育林施設の補修をボランティアで実施

(帯広協会)

帯広協会では、芽室町、音更町にまたがり開拓史上も由緒のある国見山自然観察教育林において、地元芽室町をはじめとする参加者とともに、教育林内の遊歩道の木製階段のステップにウッドチップ



ウッドチップの敷設作業



駐車場の木柵交換作業



林道崩落箇所の調査



林道洗掘箇所の調査

梅雨前線による秋田県内の記録的な大雨に伴う土砂流出や山腹崩壊、治山・林道施設への被害状況を迅速に調査し、地域の安全・安心に繋げるよう取り組んだ活動は高く評価されるものです。

林野や治山・林道施設等の被害状況の調査を実施しました。

秋田協会では、国有林防災ボランティア協定に基づく森林管理署からの防災ボランティア派遣要請により、会員企業の登録者が国有林野や治山・林道施設等の被害状況の調査を実施しました。

2 防災ボランティア活動（秋田協会）

秋田協会では、国有林防災ボランティア協定に基づく森林管理署からの防災ボランティア派遣要請により、会員企業の登録者が国有林野や治山・林道施設等の被害状況の調査を実施しました。

こうした活動の様子は地元業界紙でも報道されるなど、その取り組みは高く評価されるものです。



植生保護策の設置作業（上下）

3 大台ヶ原・大杉谷国有林でシカ防護ネット等のボランティア活動

（大阪協会）

ニホンジカによる森林被害が深刻化している中、大阪協会では、三重森林管理署と環境省近畿地方環境事務所が連携してシカを捕獲するなどの個体数調整に取り組んでいる吉野熊野国立公園内の大台ヶ原と大杉谷地域において、昨年に引き続き一般募集されたボランティアとともに植生保護柵の設置や樹木へのネット巻きなどの森林再生活動を実施しました。森林のシカ被害への課題に対応した当該取り組みは、高く評価されるものです。

「会員からの声」

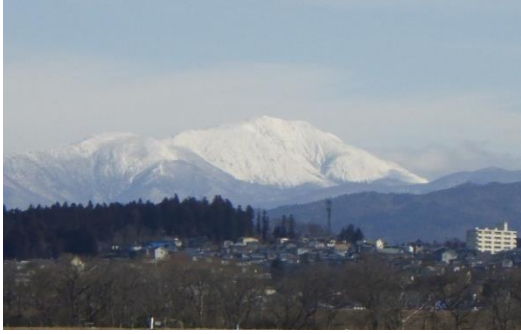
イーハトーブさおでってけで

株式会社 山下組

工事部次長 藤井 毅

(青森林業土木協会)

はじめに、令和六年一月一日に発生した能登半島地震で、犠牲になった方々のご冥福をお祈りするとともに、被災した皆様にお見舞いを申し上げます。



早池峰山

弊社は、昭和30年に設立した企業です。本社を置く花巻市は、岩手県の中部に位置し、奥羽山脈と北上高地に挟まれた盆地にあります。石川啄木が「ふるさとの山」と詠った岩手山を北に望み、東には高山植物で有名な早池峰山を仰ぎ見る自然豊かな所です。花巻は、宮沢賢治生誕の地であり、「わんこそば」発祥の地(諸説あり)でもあります。

最近では、メジャーリーグの菊池雄星選手、大谷翔平選手の母校である花

巻東高等学校や、プロ野球選手を多く輩出している富士大学のある市と言ったほうがわかりやすいかもしれません。

さて、「イーハトーブ」という言葉をご存じですか。「イーハトーブ」とは、宮沢賢治による造語で、賢治の心象世界にある「理想郷」を表す言葉です。岩手の風土をモチーフとしたといわれていますが、語源は定かではないようです。

宮沢賢治の作品に繰り返し登場する言葉ですが、岩手県内のみならず施設やイベントや芸術作品のタイトルなど、いろいろな場面で使われており、岩手のイメージを代表する言葉の一つでしょう。

また、作品に登場する、鞍掛山、七つ森、狼森、釜淵の滝、イギリス海岸、五輪峠、種山ヶ原の七か所が、「イーハトーブの風景地」として国の名勝に指定されています。近代文学に係る景色が名勝に指定されることは珍しいと言われています。(文化庁 文化遺産オンライン参照)



釜淵の滝



イギリス海岸

また、岩手県には多種多様な郷土芸能が伝承されています。花巻地方では、鹿踊（ししおどり）や早池峰神楽が有名です。鹿踊は岩手、宮城の他にも多数伝承されており、岩手県内では百



鹿踊の演舞 花巻まつりにて

以上の鹿踊があるとも云われています。花巻周辺の鹿踊は

「太鼓踊り系」と呼ばれ、踊り手が自ら歌をうたい、腹に下げた太鼓を打ち鳴らしながら、勇壮にときには繊細に踊ります。9月中旬に開催される花巻まつりには、岩手県内から約30団体が集まりそれぞれの鹿踊を演舞します。

一方、早池峰神楽は花巻市大迫町に伝承される、大償（おおつぐない）神楽と岳（たけ）神楽の総称です。早池峰山を信仰した山伏によって演じられたのが起源とされ、室町時代には伝授の記録があり、非常に古い神楽です。この神楽は、大変希少な民俗芸能であると評価され、ユネスコの「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載されています。

また、花巻は温泉も有名です。市内の西部を流れる豊沢川沿いと台川沿いを中心に、12の温泉が点在しており、一軒宿から大型ホテルまで様々で、長期の湯治向けに自炊できるレトロな旅館もありま

す。華やかな温泉街ではありませんが、山あいの静かな温泉で過ごすひと時も格別です。



早池峰神楽の舞（上）、（下）

弊社は創業時より国有林に携わり、岩手県南部を中心に多くの林道工事・治山工事を施工しています。近年では、平成二十年六月岩手・宮城内陸地震により山腹崩壊・地すべり・土石流が発生し祭時（まつるべ）大橋の落橋や磐井川の大規模な閉塞等大変な山地災害に見舞われました。今後も頻発する自然災害への対応や森林ボランティア活動等を通して愛すべき故郷を守っていきけるよう力を尽くすつもりです。

『はなまぎだば、こつたなどだども、おなつてけで。』
（花巻は、このような所ですが、いらっしやってください。）

業務課	課長	宇山 雄一
業務課	課長補佐 (総務班担当)	竹本 央記
業務課	課長補佐 (治山班担当)	野澤 智明
業務課	課長補佐 (災害対策班担当)	藤原 司
業務課	災害対策分析官	佐井 正幸
業務課	総務班庶務係長	片井 直樹
業務課	治山班直轄治山係長	北 重太

(森林管理局関係)

北海道森林管理局	総務企画部長	岩井 広樹
東北森林管理局	次長	唐澤 智
東北森林管理局	森林整備部長	牛尾 光
東北森林管理局	総務企画部長	田中 誠
関東森林管理局	次長 (東京事務所長)	畑 茂樹
関東森林管理局	総務企画部長	水野 明
関東森林管理局	森林整備部長	増田 義昭
中部森林管理局	局長	森谷 克彦
中部森林管理局	次長 (名古屋事務所長)	井口 真輝
中部森林管理局	森林整備部長	村上 卓也
近畿中国森林管理局	次長	川浪 亜紀子
四国森林管理局	業務管理官	増田 健太
四国森林管理局	総務企画部長	神崎 弘治
九州森林管理局	森林整備部長	松本 聡

● ● 事務所移転のお知らせ ● ●

林土連事務所は、来る6月17日(月)より左記住所に移転し業務を開始する予定です。なお、電話番号及びメールアドレスに変更はありません。

新住所 〒100-0104 東京都千代田区永田町二丁目一
山王グラントビル三階 (電話〇三三三五八一七七〇四)

● ● 編集後記 ● ●

令和6年度の「全国安全週間」が7月に実施されます。作業中に潜む危険を見逃さないよう見えている危険だけでなく、見えない危険も洗い出せるよう危険に気づく目を持ち、早期に危険の芽を摘み取り小さな事故が大事につながることを防ぎ、労働者一人一人が安全に働ける職場環境を築くために労使一丸となって職場の安全をみんなで作ろうという趣旨が今年のスローガンに込められています。会員企業におかれては、創意工夫し様々な取り組みを実践されていることと思いますが、今後とも労働安全の確保、とりわけ重大災害の絶滅に向けて尽力下さいますようお願いいたします。

一般社団法人

日本林業土木協会

東京都千代田区永田町二丁目四―三
永田町ビル六階
(TEL) 〇三三三五八一七七〇四

<http://rindoren.or.jp>

発行者 堂本 整